

公正取引委員会の令和9年度概算要求について

令和8年8月31日

公正取引委員会

- 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進を図るとともに、イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開のため、総額148億5千5百万円を要求。
- このうち、「取引適正化による公正な取引環境の確保」については、『日本成長戦略』における「価格転嫁・取引適正化の更なる徹底」を実現するため、取適法等を着実に執行し、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を図る等の経費として、『「強く豊かな日本」投資枠』8億4千万円を含め、21億8千6百万円を要求。
- あわせて、各種施策を着実に実施できる体制を構築するために、局の新設等、所要の機構・定員を要求。

<予算（重点施策別）>

（単位：百万円）

区 分	令和8年度 当初予算額	令和9年度 概算要求額	対前年度 増△減額
1. 厳正な法執行	525	533	+8
2. 取引適正化による公正な取引環境の確保	988	(840) 2,186	+1,198
3. デジタル分野等における対話を通じた市場環境の整備	232	456	+224
4. 競争政策の運営基盤の強化	239	336	+96
5. その他（既定人件費等）	11,160	11,344	+184
合 計	13,144	14,855	+1,710
うち公正取引委員会計上	12,829	14,436	+1,607
うちデジタル庁一括計上	315	418	+103

（注1）計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は一致しない場合がある。

（注2）令和9年度概算要求額欄の括弧書きの計数は、『「強く豊かな日本」投資枠』の要求額（内数）である。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局

官房総務課（予算関係）

03-3581-3574

官房人事課（機構・定員関係）

03-3581-5475

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

＜主な取組概要＞

※括弧内の計数は令和8年度当初予算額である。

1. 厳正な法執行：533百万円（525百万円）

- 公正取引委員会の基本的な任務であり、公正な取引環境の確保や市場環境の整備を根底から支える、違反行為に対する厳正な法執行。

◇ 独占禁止法違反事件審査等：403百万円（408百万円）

- ・ 独占禁止法違反被疑行為に関する情報収集及び審査並びにこれらを通じた適切な法執行（審査活動費、システム運用経費等）。

2. 取引適正化による公正な取引環境の確保：2,186百万円（988百万円）

- 全国において、商品、サービスの付加価値の創造を促していくための、公正な取引環境の確保。

◇ 取適法違反事件調査・未然防止：929百万円（260百万円）

- ・ 委託事業者と中小受託事業者の双方に対し、定期的な書面調査とともに、全国的に調査（ヒアリングを含む）を実施し、取適法違反被疑行為への積極的かつ迅速な対応を行う。
- ・ サプライチェーン全体での取引適正化に向け、取適法等の規制内容や法運用の考え方について、全国の企業経営層から現場担当者に至るまで広く定着させるため、様々な媒体を活用して対象者に合わせた効果的な周知広報や、全国47都道府県での説明会を開催。

◇ 優越的地位の濫用規制：592百万円（419百万円）

- ・ 優越的地位の濫用規制に係る実態調査（立入調査）を行う優越Gメンの増員とともに、中小事業者等への不当なしわ寄せの防止を図るため、全国17万社以上に実態調査を行い、事業者への注意喚起につなげる。

◇ フリーランス・事業者間の取引適正化：377百万円（269百万円）

- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行状況を踏まえ、安心して特定受託事業者（いわゆるフリーランス）としての働き方を選択できるよう、「フリーランス・トラブル110番」の運営や相談員の確保とともに、集中調査や周知広報を実施。

3. デジタル分野等における対話を通じた市場環境の整備：456百万円（232百万円）

- デジタル社会の進展、グリーン社会の実現、経済安全保障等、経済社会環境の急速な変化に的確に対応するための、ステークホルダー等との対話を通じた市場環境の整備。

◇ デジタル市場における企画調査：249百万円（125百万円）

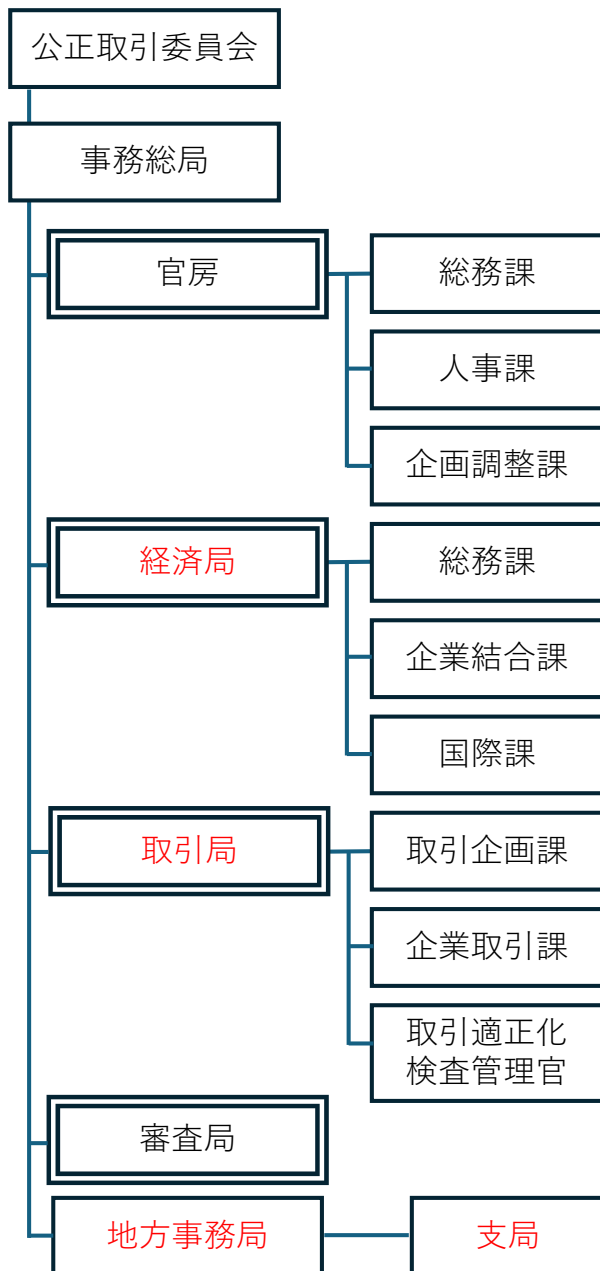
- ・ スマホソフトウェア競争促進法について、「スマホ法情報提供窓口」の運営、関係事業者やスマホ利用者に対する啓発活動、変化の速いデジタル市場の実態調査や海外制度との比較調査を実施。

＜機構・定員＞（別紙参照）

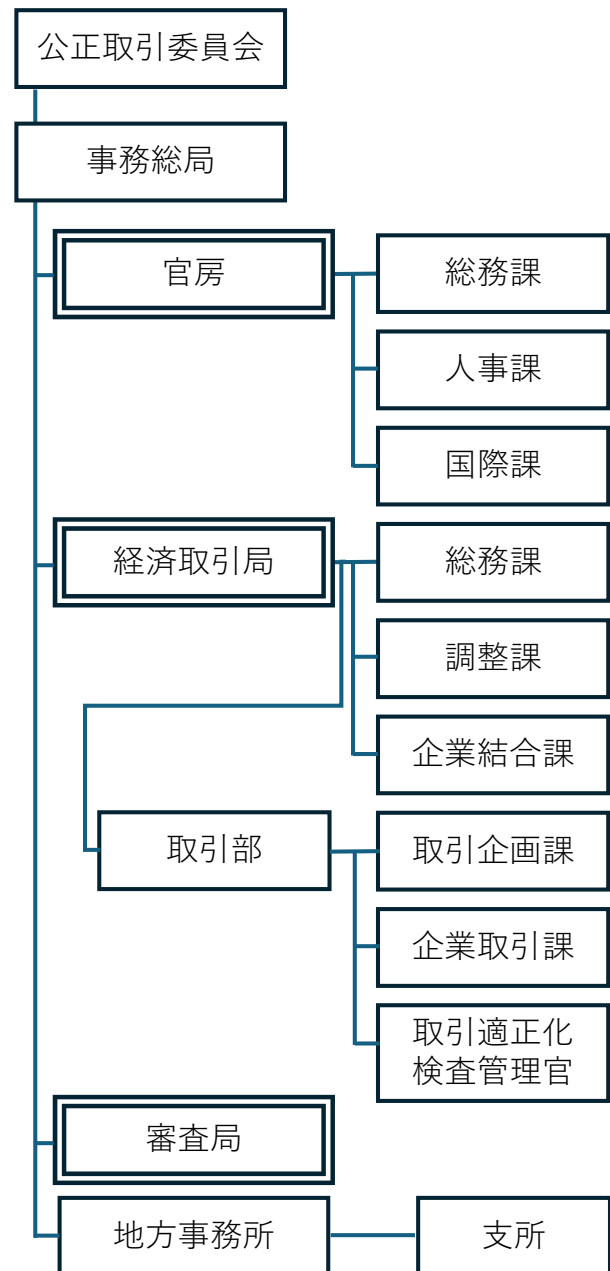
- 1官房2局体制から1官房3局体制に移行するとともに、地方事務所・支所を地方事務局・支局に変更
- 増員38人

- 取引適正化による「公正な取引環境の確保」、関係事業者や消費者といったステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」及び違反行為に対する「厳正な法執行」の三つを柱とした各種施策を着実に実施できる体制を構築
- 1 官房 2 局体制から 1 官房 3 局体制に移行するとともに、地方事務所・支所を地方事務局・支局に変更

< 新たな体制 >



< 現在の体制 >



上記に加え、

- 府令職として、経済取引局総務課企画官（デジタル市場担当）及び審査局上席審査専門官（優越的地位濫用等担当）を要求するとともに、北海道事務所及び東北事務所の取引適正化管理官並びに九州事務所の審査統括官を要求
- 増員 38 人を要求（本局 22 人・地方 16 人）

※ 新組織の名称は、いずれも仮称